課　　名	県内投資促進課，経営革新課

１５　県内経済の基盤を支える取組支援

１　ねらい

成長産業の事業拡大等の支援や創業環境の整備などを通じて，県内産業の活性化及び雇用の維持・拡大を図る。また，消費税率引上げの影響を受けている中小企業や，引き続き厳しい経営環境にある中小企業の資金繰りを支援し，県内企業の経営の安定を図る。

２　事業の概要

（１）企業立地促進対策事業〔一部〕

基幹産業等強化促進助成

（企業立地促進優遇措置 ≪詳細→１４ページ「２　創業・事業化を促進する金融，経営，技術開発等による支援」に掲載≫　５，６２０，２３６千円の内数，単県）

県内基幹産業等の競争力強化，県外への流出防止を図るため，基幹産業を中心とした設備投資に対して助成する。

【基幹産業等強化促進助成】

助成対象	対象地域	対象者の条件	助成率	限度額
建物・設備	県内全域	①企業立地促進法による「企業立地計画」「事業高度化計画」の承認企業 ②製造業，流通業，産業支援サービス業等のうち要綱に定めるもの ③新規雇用５人以上	設備投資額（土地代を除く）×５％	５億円

（２）金融・経営支援（県費預託融資制度）

①　緊急対応融資　（新規融資枠１６，４００百万円，単県）

ア　緊急経営基盤強化資金（緊急対応融資）【拡充】

（新規融資枠８，０００百万円，単県）

消費税率引上げの影響を受けて急激に売上が減少している中小企業を融資対象に追加するとともに，必要な融資枠を確保し，経営環境の変化等により経営の悪化を来している中小企業の資金調達を支援する。

項　　目	内　　容
融資対象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 １　経営環境の変化等により売上の減少（最近３か月の売上高実績が前年同期比５％以上減少）や経常赤字あるいは売上総利益率等の減少が生じたが，中長期的にはその業況が回復する見込みがある者 ２　経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして，関係団体の推薦を受けた者 ３　急激な円高の影響を受けているとして，市町長の認定を受けた者 ４　消費税率引上げの影響を受けて急激に売上が減少（最近１か月の売上高実績が前年同期比１０％以上減少等）しているが，中長期的にはその業況が回復する見込みがある者
資金使途	運転資金
融資限度額	中小企業者・組合等　４，０００万円
融資期間	７年以内（据置１年以内） ※　経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号の適用を受ける場合は，１０年以内（据置１年以内）

イ　借換資金（緊急対応融資）【拡充】　　*（新規融資枠４，０００百万円，単県）*

既存の融資の借換えにより中小企業の月々の返済負担を軽減し，消費税率引上げの影響や経営環境の変化等により経営の悪化を来している中小企業の資金繰りを支援する。

項　　目	内　　容
融 資 対 象	緊急経営基盤強化資金の融資対象要件（消費税率引上げの影響を受けて急激に売上が減少している者を追加）を満たし，かつ，県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等
資 金 使 途	借換資金（新規の運転資金を含む）
融資限度額	中小企業者・組合等　５，０００万円（うち新規運転資金４，０００万円）
融 資 期 間	１０年以内（据置１年以内）

ウ　経営改善支援特別資金（緊急対応融資）　　*（新規融資枠２，４００百万円，単県）*

返済猶予等の貸付条件の変更を行った中小企業等の経営改善や事業再生を促進するため，広島県中小企業支援ネットワーク構成団体である経営支援機関等の支援を受けて経営改善等に取り組む中小企業を資金面から支援する。（H27.3.31 まで）

項　　目	内　　容
融 資 対 象	経営支援機関等（商工会議所，広島県商工会連合会，商工会，広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託取扱金融機関）の支援を受けて策定又は変更した経営改善計画に基づき経営改善等に取り組む者で，経営支援機関等から推薦を受けた者
資 金 使 途	借換資金，運転資金，設備資金
融資限度額	中小企業者・組合等　８，０００万円（うち新規資金４，０００万円）
融 資 期 間	１０年以内　（据置１年以内）

エ　セーフティネット資金（国指定）（緊急対応融資）

（新規融資枠１，０００百万円，単県）

広域的かつ影響が甚大であるとして国が指定した取引先の倒産，生産調整，事故又は災害によって影響を受けている中小企業を資金面から支援する。

（参考）県費預託融資制度一覧（平成２６年度）⇒Ｐ１２

オ　倒産防止等資金（県指定等）（緊急対応融資）

（新規融資枠１，０００百万円，単県）

県が指定した取引先の倒産，事故及び市町が認定（り災証明）した自然災害によって影響を受けている中小企業を資金面から支援する。

（参考）県費預託融資制度一覧（平成２６年度）⇒Ｐ１２

②　産業支援融資等　（新規融資枠２，８００百万円，単県）

ア　新成長分野支援資金（産業支援融資）【拡充】〔再掲〕

（新規融資枠５００百万円，単県）

融資対象の成長分野に観光分野を追加し，成長産業の事業拡大等を促進する。

項　　目	内　　容
融資対象	成長分野（医療・健康，環境・エネルギー，観光分野）の事業を行う中小企業者で，事業拡大等を行うもの
資金使途	運転資金，設備資金
融資限度額	中小企業者　２億円（うち運転資金６，０００万円）
融資期間	運転資金：　７年以内（据置３年以内） 設備資金：１０年以内（据置３年以内）

イ　創業支援資金（産業支援融資）【拡充】〔再掲〕

（新規融資枠１，５００百万円，単県）

創業支援資金の貸出利率を０．２５％引下げ，創業しやすい環境を整備する。

項　　目	内　　容
融資対象	１　新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ２　事業開始又は会社設立後５年未満の中小企業者
資金使途	運転資金，設備資金
融資限度額	個人，会社　２，５００万円（分社化の場合は１，５００万円）
融資期間	１０年以内（据置１年以内）
貸出利率	変動金利：1.47%→１．２２％　　固定金利：1.67%→１．４２％

ウ　事業活動支援資金（産業支援融資）〔再掲〕　*（新規融資枠８００百万円，単県）*

経営革新や新事業展開などを行う中小企業に対し，長期・低利の資金を供給し，中小企業の事業拡大等を促進する。

項　　目	内　　容
融資対象	次のいずれかの事業を行おうとする中小企業者・組合等 １「経営革新計画」の承認を受けて行う事業 ２　事業転換・多角化による新分野への進出 ３　中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて行う事業 ４　県内の公的産業団地への新規進出 ５「企業立地計画」又は「事業高度化計画」について県の承認を受けて行う事業 ６（公財）ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により評価書の発行を受けた者
資金使途	運転資金，設備資金
融資限度額	中小企業者・組合等　２億円（うち運転資金６，０００万円）
融資期間	運転資金：　７年以内（据置３年以内） 設備資金：１０年以内（据置３年以内）

エ　産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率の引下げ〔再掲〕

（新規融資枠１，１２０百万円，単県）

産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率を引下げ，県内への設備投資を促進することにより，県内産業の活性化及び雇用の維持・拡大を図る。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>支援内容</td><td>次の融資の設備資金の貸出利率について，通常の貸出利率から１％（創業支援資金は０．７５％）引下げる。
<table>
<tr><th>資　　金　　名</th><th>引下げ前</th><th>引下げ後</th></tr>
<tr><td>○　産業支援融資
創業支援資金，事業活動支援資金，新成長分野支援資金</td><td>変動金利
１．４７％
（創業:1.22%）</td><td>０．４７％</td></tr>
<tr><td>○　労働支援融資
雇用促進支援資金，仕事と家庭の両立支援資金</td><td>固定金利
１．６７％
（創業：1.42%）</td><td>０．６７％</td></tr>
</table>
※上記は保証付きの場合</td></tr>
</table>